たつの市臨時記者発表資料	
発表年月日	令和２年１２月２４日（木）
担　当　課	都市建設部外
電　　話	0791-64-3160

報道機関各位

土壌汚染対策法に基づく届出等の義務違反について（公表）

市が発注した事業において、土壌汚染対策法に基づく土地の形質変更に関する事前届出が行われていない事案の調査を実施したところ、現在事業中の無届事案が８件、既に事業完了している無届事案が１３件あることが判明しました。

なお、現時点においては、土壌汚染は確認されていません。

記

１　土壌汚染対策法第４条に基づく届出

土壌汚染対策法の一部を改正する法律の施行（平成２２年４月）により、３，０００平方メートル以上の土地の形質変更を行う場合は、土壌汚染対策法第４条第１項に基づき、着手する日の３０日前までに知事に対して届出が義務付けられました。

２　経緯

他県における無届事案の発覚を受け、令和２年１１月１０日付けで環境省から、土壌汚染対策法に基づく届出等の義務について注意喚起通知があり、また、令和２年１１月２４日に報道機関から問い合わせがあったことから、関係部署へ無届事案の有無について、全庁的な調査を実施しました。

３　無届事案の件数　※調査期間　平成２２年４月以降

担当部署	工事名	無届件数
産　業　部	黒屎池地区ため池廃止工事外	２
都市建設部	市道片島土師線道路新設改良工事外	７
都市政策部	たつの市役所本庁舎建設工事外	１０
上下水道部	沢田前処理場場内整備工事	１
教育管理部	たつの市中央学校給食ｾﾝﾀｰ建設工事	１
合　計		２１

４　今後の対応

事業中の無届事案につきましては、既に兵庫県の指導により、令和２年１２月１８日に届出し、審査が完了するまでは、土地の形質変更を中止しています。

今後につきましては、改めて法令の周知徹底を行うとともに、早期に届出の手続きを完了させ、再発防止に努めてまいります。